

## 横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業実施要綱

制定 令和2年4月1日総地第979号（局長決裁）

最近改正 令和3年4月1日総地第1268号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、震災時における被害の減少と自助・共助による市民・地域の防災力向上を図るため、感震ブレーカーの設置を進め、特に延焼火災の危険性が高い、地震防災戦略における地震火災対策方針の対象地域の地震火災対策を進めるための感震ブレーカー器具助成及び取付助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー

感震ブレーカーの種類のうち、簡易タイプのことをいう。更に、内閣府が作成したガイドラインに基づく性能評価済みの器具のみを対象の器具とする。

(2) 器具助成

横浜市が委託した事業者（以下、「事業者」という。）が対象器具を申請者の自宅まで配送（発送）し、その器具及び配送等に係る費用の一部を横浜市の負担において行うことをいう。

(3) 取付助成

事業者を派遣し、対象の感震ブレーカー器具の取付を横浜市の負担において行うことをいう。

（対象者）

第3条 この事業の利用対象者（以下「対象者」という。）は、地震防災戦略における地震火災対策方針の対象地域に在住している世帯または地震防災戦略における地震火災対策方針の対象地域を区域に含む自治会町内会の区域に在住している世帯とする。なお、取付助成を受ける者は、居住要件に加え、次の各号のいずれかに該当する者のみで構成される世帯を対象とする。

(1) 65歳以上の高齢者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(3) 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている者

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(5) 介護保険法による要介護者又は要支援者

(6) 中学生以下の者

(7) その他市長が認める者

（申請）

第4条 器具の助成及び取付助成を希望する者（以下「申請者」という。）は、申請書（第1号様式）を市長に申請するものとする。

2 複数の者が助成を希望する場合は申請書（団体用）（第2号様式）を提出することで市長への申請を行うこともできるものとする。

（決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し事業利用の可否を決定して、事業利用決定（却下）通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(助成の方法)

第6条 市長は、前条の決定をしたときは、器具の配送（発送）又は事業者を派遣するものとする。事業者は派遣時に、市長印押印の協力者証明書（第7号様式）を携帯するものとする。

2 事業者は、前条の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の同意を得て器具の種類や取付箇所等を調査し、器具取付同意書兼確認書（第4号様式）により器具の取付についての同意を受けるものとする。

3 利用者が自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住し、器具の取付けが賃貸契約等で禁止又は制限される行為である場合は、その家屋の所有者又は管理者から器具取付けの承諾を得るものとする。

4 器具の取付工事には、利用者の立会いを受けるとともに、当該取付完了後、器具取付同意書兼確認書の確認欄に利用者の記名を受けるとする。

(費用負担)

第7条 前条の助成は、第3条で規定する世帯ごとに器具1個（セット）分までとする。

2 器具の購入代金は、横浜市と利用者が負担するものとする。なお、負担割合は概ね双方が2分の1程度とし、事業者と調整のうえ決定するものとする。ただし、横浜市の負担上限額は器具1個（セット）あたり1,820円（税抜）とする。

3 送料及びそれに付随するその他の費用が生じる場合は、横浜市と利用者が概ね2分の1程度の負担割合とし、事業者と調整のうえ決定するものとする。

4 前2項について、感震ブレーカー器具に関する支援事業を独自に実施する区に在住する市民から申請を受ける場合には必ずしもこの限りではない。

(決定の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条による決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第5条の決定を受けた場合
- (2) 器具の取付時において、第3条に規定する要件を満たさない場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

(実施報告)

第9条 事業者は、器具の配送（発送）及び取付が完了したときは、実施報告書（第5号様式または第6号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(利用回数の制限)

第10条 この事業を利用することができるのは、1世帯につき1回限りとする。なお、過去に横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金等を利用し感震ブレーカー器具の取付けを行った場合も同様にみなす。

(秘密の保持)

第11条 事業者は、本事業実施に当たって知り得た情報について、管理を徹底するとともに、他に洩らしてはならない。

(免責)

第12条 この事業により器具の取付けを行ったこと等により、利用者に被害又は損害が生じても、横浜市及び事業者は、その損害賠償等の責めを負わないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（要綱第4条関係）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

## 利 用 申 請 書

年 月 日

（申請先）  
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)
住所	〒 横浜市 区
連絡先	
<b>1.希望する助成制度</b>	
<b>2. 希望する感震ブレーカー</b>	
<b>3. 同意事項</b> 申請にあたり、下記の同意事項に同意します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・当該助成制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負いません。</li><li>・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。</li><li>・横浜市中で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。</li><li>・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電に備えたバッテリーを備えています）。</li><li>・現状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。</li><li>・当該助成制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。</li></ul>	

第2号様式（要綱第4条関係）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

## 利用申請書(団体用)

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者名	住所	連絡先	配送・設置を希望する感震ブレーカー	該当する助成制度（該当に○）
				配送・取付
				配送・取付
				配送・取付
				配送・取付
				配送・取付
				配送・取付
				配送・取付
				配送・取付
				配送・取付
				配送・取付

### 同意事項

- ・当該助成制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負いません。
- ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電に備えたバッテリーを備えています）。
- ・現状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。
- ・当該助成制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

第3号様式（要綱第5条関係）

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付で利用申請のありました横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり通知します。

1 決定

2 却下

(理由)

---

---

---

---

---

第4号様式（要綱第6条関係）

感震ブレーカー器具取付同意書兼確認書

同意事項

- ・当該助成制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負いません。
- ・感震ブレーカー器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません（停電に備えたバッテリーを備えています）。
- ・現状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています（賃貸にお住まいの方のみ）。
- ・当該助成制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

上記同意事項に同意し、感震ブレーカー器具の取付けを行うことに同意します。

-----  
年 月 日

上記器具の取付けを確認しました。

(利用者) 住所

氏名

第5号様式（要綱第9条関係）

年 月 日

横浜市長

発送事業者 \_\_\_\_\_

横浜市感震ブレーカー等設置推進助成事業に係る助成事業実施報告書（発送）

感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業実施要綱6条の作業が完了したため、同要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

発送日	申請者整理番号



第6号様式 (要綱第9条関係)

年 月 日

横浜市長

取付事業者 \_\_\_\_\_

取付員 \_\_\_\_\_

横浜市感震ブレーカー等設置推進助成事業に係る助成事業実施報告書 (取付)

感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業実施要綱6条の作業が完了したため、同要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 取付訪問日

① \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日      ② \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2 実施場所等

住宅所在地 \_\_\_\_\_

方書 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_

3 取り付けた器具の種類及びブレーカーの状況

器具の種類	ブレーカーの状況

4 住宅等の状況 (いずれかに○)

① 一戸建 ・ 集合住宅

② 持ち家 ・ 賃貸

家屋所有者又は管理者の承諾 ( 有 ・ 無 ・ 不要 )

## 5 申請者の状況

	対象者	確認書類等
□申請者	□65歳以上、□75歳以上	□住民票 □健康保険証 □運転免許証 □その他 ( )
	□障害者手帳等被交付者	□身体障害者手帳 □愛の手帳 □精神障害者保健福祉手帳
	□要介護・要支援者	□介護保険被保険者証 □認定通知書
	□中学生以下	□住民票 □生徒手帳 □健康保険証 □その他 ( )
□世帯員 1	□65歳以上、□75歳以上	□住民票 □健康保険証 □運転免許証 □その他 ( )
	□障害者手帳等被交付者	□身体障害者手帳 □愛の手帳 □精神障害者保健福祉手帳
	□要介護・要支援者	□介護保険被保険者証 □認定通知書
	□中学生以下	□住民票 □生徒手帳 □健康保険証 □その他 ( )
□世帯員 2	□65歳以上、□75歳以上	□住民票 □健康保険証 □運転免許証 □その他 ( )
	□障害者手帳等被交付者	□身体障害者手帳 □愛の手帳 □精神障害者保健福祉手帳
	□要介護・要支援者	□介護保険被保険者証 □認定通知書
	□中学生以下	□住民票 □生徒手帳 □健康保険証 □その他 ( )
□世帯員 3	□65歳以上、□75歳以上	□住民票 □健康保険証 □運転免許証 □その他 ( )
	□障害者手帳等被交付者	□身体障害者手帳 □愛の手帳 □精神障害者保健福祉手帳
	□要介護・要支援者	□介護保険被保険者証 □認定通知書
	□中学生以下	□住民票 □生徒手帳 □健康保険証 □その他 ( )

## 6 その他確認事項等

第7号様式（要綱第6条関係）

NO. \_\_\_\_\_

感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

## 協力者証明書

年 月 日発行

横浜市長